平成２３年（フ）第１４７４号
福岡県糟屋郡宇美町大字井野132番地１フレグランス井野Ｃ―101号
債務者　豊田亜希子
1　決定年月日時　平成23年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１４９２号
福岡県糟屋郡志免町南里６丁目４番１―103号
債務者　石田　光範
1　決定年月日時　平成23年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１５０６号
福岡市城南区別府３丁目９番39―302号
債務者　木村　貴幸
1　決定年月日時　平成23年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１５１０号
福岡県糟屋郡須恵町大字須恵324番地１
債務者　山根　和明
1　決定年月日時　平成23年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１５１９号
福岡市博多区堅粕１丁目21番２―506号
債務者　本藤裕香子（旧姓甲斐）
1　決定年月日時　平成23年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１５４０号
福岡市南区大楠１丁目13番21―203号
債務者　陣内　民代（旧姓林）
1　決定年月日時　平成23年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１５５１号
福岡市東区三苫４丁目２番70―306号
債務者　金堀友司朗
1　決定年月日時　平成23年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１５９２号
福岡市博多区博多駅南２丁目８番16―702号
債務者　池本　正文
1　決定年月日時　平成23年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１５９３号
福岡市博多区博多駅南２丁目８番16―702号
債務者　池本ひとみ
1　決定年月日時　平成23年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１６１８号
福岡市南区井尻１丁目26番17号
債務者　田中　富雄
1　決定年月日時　平成23年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１６２２号
福岡市南区井尻１丁目５番10―101号
債務者　鬼橋　弘子
1　決定年月日時　平成23年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１６２７号
福岡市南区塩原３丁目９番26号
債務者　山崎　竜也
1　決定年月日時　平成23年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１６２８号
福岡市南区塩原３丁目９番26号
債務者　山崎あゆみ（旧姓中上）
1　決定年月日時　平成23年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１６４０号
福岡県糸島市潤４丁目11番５号
債務者　山崎　　誠
1　決定年月日時　平成23年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１６４６号
福岡県糸島市篠原東１丁目23番30号101
債務者　林　　智子
1　決定年月日時　平成23年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第８１号
鹿児島県薩摩川内市尾白江町3127番地７
債務者　田島　大樹
1　決定年月日時　平成23年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで　鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２３年（フ）第８３号
鹿児島県出水市福ノ江町1386番地
債務者　毛利　大輔
1　決定年月日時　平成23年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで　鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２３年（フ）第８４号
鹿児島県薩摩川内市宮内町2350番地宮下住宅９号棟11号室、前住所鹿児島県薩摩川内市寄田町32番地１寄田住宅２号棟４号室
債務者　東　サエ子
1　決定年月日時　平成23年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで　鹿児島地方裁判所川内支部破産係